

---

青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの  
共生条例(仮称)案の骨子について

---

# 共生条例案 骨子の構成

第1章 共生条例の基本的な考え方について

第2章 対象事業等について

第3章 ゾーニングについて

第4章 合意形成プロセスについて

第5章 実効性の担保について

第6章 その他

# 第1章

---

## 共生条例の基本的な考え方について

---

# 1 共生条例の基本的な考え方について

## (1) 共生条例の目的

本県の健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で将来の県民に継承していかなければならない。

再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、環境との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

- ・ 本県の美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくことは、今を生きる私たちの責務である。
- ・ 一方、地球温暖化が急速に進行する中、地球環境が危機的状況に置かれていることを直視し、本県が持つポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーを導入し、地球環境の保全に貢献していくことも私たちの責務である。
- ・ しかしながら、地球環境を守るための再生可能エネルギーの導入が、無秩序な開発による環境破壊を招くようなことがあってはならず、地域との合意形成により、環境と再生可能エネルギーとの共生が図られるよう、努めなければならない。
- ・ このため、現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するため、この条例を制定する。

# 1 共生条例の基本的な考え方について

## (2)共生のための2つの手法

次の2種類の手法を組み合わせることにより、“現在の世代”が“将来の世代”に「引き継ぐべき(守るべき)環境」を保全し、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

### 【広域的な視点から守るべき環境を保全するための手法】

#### ア ゾーニング

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって明示し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

### 【地域の視点から守るべき環境を保全し、自然・地域と共生した再エネ事業とするための手法】

#### イ 合意形成手続

再生可能エネルギー事業に合意形成の手続きを定めることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

# 1 共生条例の基本的な考え方について

## (3) 県・市町村等の役割について

### ア 県の役割

- ・ 広域的な観点からゾーニング
- ・ 市町村の意見を踏まえた事業計画の認定・不認定
- ・ 合意形成手続に係る市町村支援(ガイドライン作成等)
- ・ 温対法に基づく促進区域設定及び実行計画策定等に係る市町村支援(市町村協議会への参画、ガイドライン作成等)
- ・ 共生条例に係る事業者への周知及び事業者向けガイドラインの作成等
- ・ 共生条例に係る県民への周知
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための総合的施策の推進

### イ 市町村の役割

- ・ 地域の視点からの(地域固有の要素を踏まえた)個別事業計画に対する意見
- ・ 温対法に基づく促進区域の設定及び実行計画の策定等地域脱炭素促進制度の活用による再エネ導入促進
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策の推進

### ウ 事業者の役割

- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等と共生に配慮した事業計画の構築
- ・ 地域に対する事業情報の開示
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策への協力

### エ 県民の役割

- ・ 再生可能エネルギー事業の必要性に係る理解促進
- ・ 協議会、説明会等への参加

## 第2章

---

# 対象事業等について

---

## 2 対象事業等について

### (1) 対象事業及び事業区域

太陽光又は風力発電所※1を陸域に設置し、発電する事業を対象とする。

※1 太陽光又は風力発電所は、発電設備(再生可能エネルギー源を電気に変換する設備)及びその附属設備(維持・管理用道路、調整池、支持物、配線ケーブル等)とする。

ただし、ゾーニングの区分は発電所のうち、発電設備を設置する土地の範囲に限り適用する。

※2 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備の設置は本条例の対象外とする。

- ・ 本県の再生可能エネルギー発電設備の導入状況を踏まえ、風力及び太陽光発電事業を共生条例の対象にすることとし、今後の動向を踏まえながら、必要が認められる場合には、風力及び太陽光以外の再エネ種別も対象とすることを検討する。
- ・ 一般海域及び港湾区域については、現行法令により、既に占用許可基準が定められており、また、漁港区域に関しても、新たな占用許可基準を県が作成したことから、本条例では陸域のみを対象とする。
- ・ 建築物の屋根・壁等に設置する太陽光発電設備については、自然環境等を新たに開発するものではなく、地域住民との環境紛争のリスクが低いことから対象外とする。



## 2 対象事業等について

### (2) 対象発電所の規模要件

#### 【規模要件(新規)】

	対象規模要件
太陽光発電所	2,000kW以上
風力発電所	500kW以上

※ 電気事業法第48条第1項の工事計画届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴うものを対象とする。  
規模要件の考え方は、工事計画届出に記載する発電所出力の考え方を準用する。

※ 風力発電設備を複数設置することにより500kW以上になる発電所も対象とする。

- ・ 条例の対象となる規模要件は、一定規模以上の開発を伴う規模について対象とし、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に、太陽光発電所(2,000kW(面積3ha程度))、風力発電所(500kW(1基の場合、高さ60m程度))とする。

#### 【参考:アセス法及び県アセス条例の規模要件】

アセス法	第1種事業	第2種事業	県アセス条例	第1種事業	第2種事業
太陽光発電所	40,000kW以上	30,000kW以上	工場事業場用地造成事業 (太陽光発電所)	50ha以上 (工業専用地域は100ha以上)	50ha以上 (工業専用区域に限る)
風力発電所	50,000kW以上	37,500kW以上	風力発電所	10,000kW以上	7,500kW以上



## 第3章

---

# ゾーニングについて

---

# 3 ゾーニングについて

## (1) ゾーニングの基本的な考え方

### ア ゾーニングの区分

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

なお、調整地域及び保全地域のうち、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域を共生区域とする。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。

※ ゾーニングの区分は発電所のうち、発電設備を設置する土地の範囲に限り適用する。

※ 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

# 3 ゾーニングについて

## (1) ゾーニングの基本的な考え方

### イ ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)\*の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理した上で、保護地域と保全地域を設定し、その他の地域を調整地域とする。

#### 【ゾーニングの考え方】

- (1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの  
自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。
- (2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの  
各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。
- (3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。  
眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。

\*環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

# 3 ゾーニングについて

## (1) ゾーニングの基本的な考え方

### ウ ガイドラインによる補完

「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、県による区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)が存在する。

また、「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」以外にも、「人の生命や財産の保護、防災」など、事業者が再生可能エネルギー事業の実施に当たって、配慮すべき事項が存在する。

このため、区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)や条例の目的と異なるが配慮すべき事項などをガイドラインとしてとりまとめ、地域との合意形成に向けて、これらの項目に対する配慮を促すことで、条例・規則によるゾーニングを補完する。

「現在の世代」が「将来の世代」に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等

「人の生命や財産の保護、防災」など

ゾーニングにより、保護・保全するエリアを設定

合意形成プロセスで個別に地域の合意を得ていく

区域設定が可能な要素

条例・規則で再エネ事業から  
守るべきエリアを明示

区域設定が困難な要素

ガイドラインで地域固有の要素を明示  
(ゾーニングを補完)

条例の目的とは異なる要素

ガイドラインで配慮すべき事項を明示  
(共生条例の補完)

# 3 ゾーニングについて

## (2) ゾーニングの設定(保護地域・保全地域)

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

### 保護地域 (自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域)

- ・ 自然公園区域(国立公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(国定公園/特別保護、1種、2種、3種)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園/1種、2種、3種)
- ・ 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ ラムサール条約湿地
- ・ 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・ 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・ 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- ・ 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・ 保護林
- ・ 緑の回廊

### 保全地域 (自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域)

- ・ 自然公園区域(国立公園/普通)
- ・ 自然公園区域(国定公園/普通)
- ・ 自然公園区域(県立自然公園/普通)
- ・ 県開発規制地域(県指定)
- ・ 県緑地保全地域(県指定)
- ・ 鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・ 保安林(保安施設地区を含む)
- ・ 国有林  
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・ 地域森林計画対象森林  
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ ふるさとの森と川と海保全地域

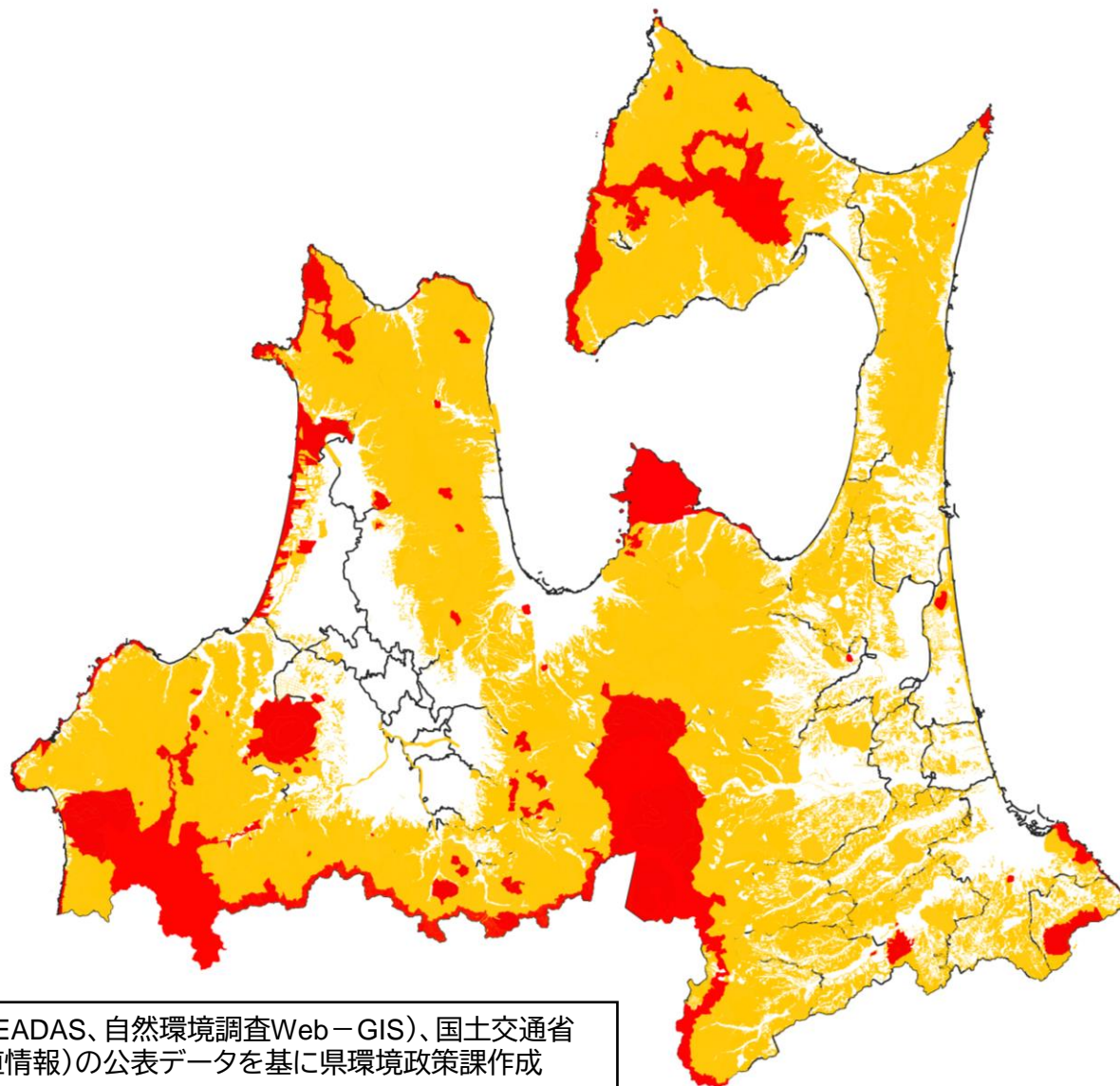
# 3 ゾーニングについて

## 保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)

## 保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林  
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域



※「●」について、GISデータを作成中であり、一部、マップに反映していないものがある。



## 3 ゾーニングについて

### (3) ゾーニングの設定(共生区域)

知事は、市町村からの申出等により、第三者機関の意見を聴いた上で、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると認められる区域を、共生区域として指定する。

なお、保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域であることから、共生区域には指定しない。

#### 共生区域（自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域）

自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

- ① 行政計画等において、再エネとの共生又は促進を図るため市町村が設定した区域等
- ② 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ③ 農山漁村再エネ法の設備整備区域

※ 共生区域の設定に向けた、協議会の運営の手法、共生区域に指定する際の考え方等の詳細については、ガイドラインに記載する。

# 3 ゾーニングについて

## (4) 配慮すべき区域・事項の案

区域設定が難しい地域固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)や条例の目的と異なるが配慮すべき区域・事項については、ガイドラインに記載する。

具体的には、次のような区域・事項をガイドラインに記載(サブマップ作成可のものは添付)する。

「現在の世代」が「将来の世代」に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、条例による区域設定が困難な要素

### 【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 植生自然度図(特に自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落
- 巨樹・巨木林

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報
- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク
- 自然景観資源
- 観光資源
- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- 海が見える主要な眺望点

など

「人の生命や財産の保護、防災」など、条例の目的とは異なる要素

【防災】

- ・地すべり等防止法
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- ・砂防法
- ・盛土規制法

【防衛】

- ・防衛・風力発電調整法

など

## 第4章

---

# 合意形成プロセスについて

---

# 4 合意形成プロセスについて

## (1) 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしなが、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

## (2) 合意形成プロセスの案(全体イメージ) ※環境影響評価対象外事業は、イのプロセスのみ

新

### ア 環境影響評価手続前

共生区域は省略可

事業者  
・住民との意見交換会の開催

市町村  
・事業に対する市町村長意見

県に意見を提出

県  
・市町村長意見を踏まえ、事業計画に対する意見をとりまとめ

事業者に意見を提出

事業者  
・事業計画への反映

現

### 環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

事業者  
・住民説明会(方法書・準備書)

県  
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

新

### イ 環境影響評価手続後

共生区域は省略可

事業者  
・住民との説明会の開催

市町村  
・事業に対する市町村長意見

県に意見を提出

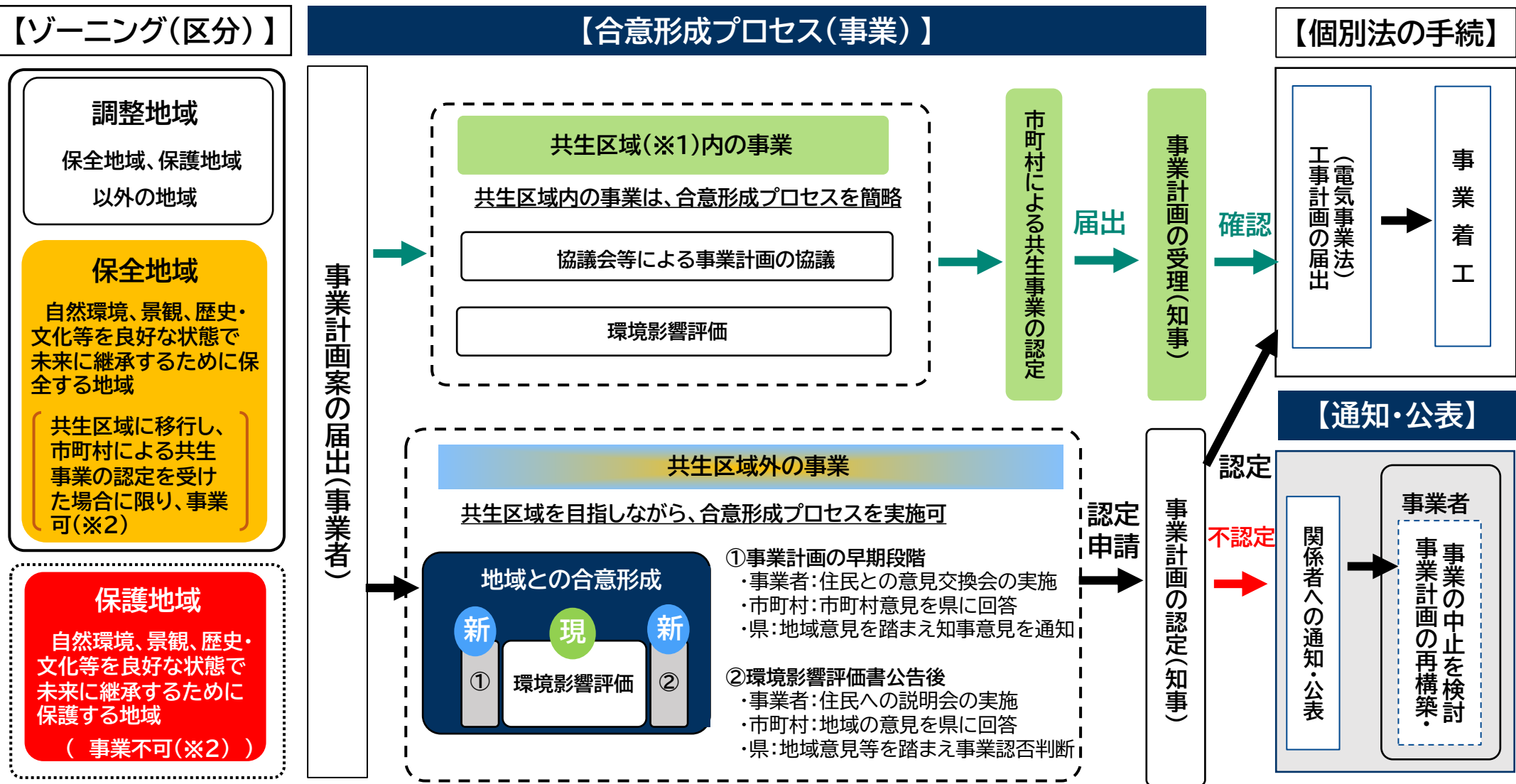
県  
・市町村長意見を踏まえ、事業計画の認定・不認定を判断

事業者に認否を通知

知事の認定・事業の開始

# 4 合意形成プロセスについて

## (3) 共生条例全体のイメージ



※1 自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

## 4 合意形成プロセスについて

### (4) 合意形成プロセスの詳細

合意形成プロセスの詳細については、規則のほか、次のような事項をガイドラインに記載する。

#### ア 意見交換会の開催方法について

- ・ 開催案内の方法
- ・ 開催案内の記載事項
- ・ 意見交換会の対象範囲
- ・ 意見交換会の場所・日時
- ・ 意見交換会の回数
- ・ 意見交換会の説明事項等
- ・ 意見交換会の記録・報告

#### ウ 事業計画の認定・不認定

- ・ 市町村による意見のとりまとめ方法
- ・ 認定・不認定の判断  
(認定基準の詳細)

#### イ 説明会の開催方法について

- ・ 開催案内の方法
- ・ 開催案内の記載事項
- ・ 説明会の対象範囲
- ・ 説明会の場所・日時
- ・ 説明会の回数
- ・ 説明会の説明事項等
- ・ 説明会の記録・報告

#### エ その他

- ・ 各プロセスの標準処理期間

など

## 第5章

---

# 実効性の担保について

---

## 5 実効性の担保について(手法)

### (1) 報告徴収及び立入検査

この条例の施行に必要な限度において、報告徴収及びその職員に対して立入検査をさせることができる。

### (2) 勧告

合意形成を行わない者等に対して、書面により、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

### (3) 認定の取消し

偽りその他不正の手段により、事業計画の認定を受けたことが確認された場合には、認定を取り消すことができる。

### (4) 公表

知事は、不認定の結果を公表することができる。

### (5) 罰則

認定を受けずに事業を行った場合、勧告に従わなかった場合には、5万円以下の過料を課する。

### (6) 許認可権者への通知

不認定を受けた場合には、再エネ特措法・電気事業法等の許認可権者に対して、当該事業が、共生条例に基づき、地域との共生が図られていない事業であることを明確にし、許認可等の際、そのことを踏まえて判断してもらう。

### (7) 再生可能エネルギーに係る新税の創設

共生条例と一体となって、その政策効果・実効性を高めるための手法として、税を活用する。



## 第6章

---

その他

---

## 6 その他

### (1) 事業計画の変更

共生条例による認定を受けた事業者は、認定を受けた再エネ発電事業計画を変更しようとするときには、新たに知事の認定を受けなければならない。

【新たに認定を受けることを要する変更】 ※ 詳細はガイドラインに記載

ア 再生可能エネルギー発電所の出力を増加させる変更

イ 発電設備の設置面積を増加させる変更 など

### (2) 経過措置（計画中の事業の取り扱い）

- ① 条例施行時点において、環境影響評価手続きを開始している事業については、環境影響評価手続後の合意形成プロセスのみ適用する。
- ② 条例施行時点において、環境影響評価書の公告を開始している事業又は工事計画の届出をしている事業については、条例の適用外とする。
- ③ 条例施行時点において、市町村が温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域を設定している場合には、当該区域を共生区域とみなす。

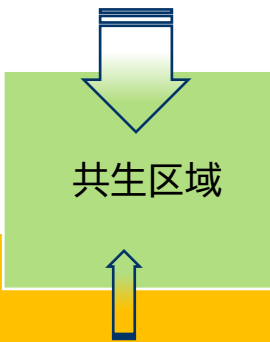
---

# ゾーニングの設定について

---

# 1 ゾーニングの区分

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域(事業の実施不可))



※ ゾーニングの区分は発電所のうち、発電設備を設置する土地の範囲に限り適用する。

※ 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

## 2 ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)※の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理した上で、保護地域と保全地域を設定し、その他の地域を調整地域とする。

また、条例・規則において区域設定することが難しいものについては、ガイドラインに明示し、事業計画の際、あらかじめ配慮を求めることとする。

### 【ゾーニングの考え方】

#### (1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの

自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。

#### (2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの

各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。

#### (3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドラインに明示し、配慮を求める。

※環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

### 3 ゾーニング情報の整理

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を、ゾーニングの考え方にに基づき、次のとおり整理した。

#### (1) 法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なもの(条例・規則において区域設定)

##### 【自然環境】

- 自然公園区域(国立公園/特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(国定公園/特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(県立自然公園/1種、2種、3種、普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)  
(特別保護地区、特別保護地区を除く地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 保護林
- 緑の回廊

##### 【歴史・文化等】

- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)

##### <参考>

##### 【自然環境】

- 自然環境保全地域(国指定)(原生(県内なし))
- 近郊緑地保全区域(県内なし)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)  
(特別保護指定区域(県内なし))
- 生息地等保護区(県内なし)
- 自然再生事業実施地域(県内なし)

##### 【景観】

- 景観地区・準景観地区(県内なし)
- 歴史的風土保存区域(県内なし)

##### 【歴史・文化等】

- 重要文化的景観(県内なし)

### 3 ゾーニング情報の整理

(2) 一定の区域(エリア)は設定されているが、詳細な区域(エリア)を特定できず、ゾーニングするのに適当ではないもの(ガイドラインで明示)

**【自然環境】**

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 現存植生図(縮尺1/2.5万)
- 現存植生図(縮尺1/2.5万)整備済みメッシュ
- 現存植生図(縮尺1/5万)

(植生)

- 植生自然度図
- 植生自然度図(自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報

(動物(陸域)の状況)

- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの(ガイドラインで明示)

**【注目すべき生息地】**

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

**【植物の状況】**

- 巨樹・巨木林

**【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】**

- 自然景観資源
- 観光資源

**【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】**

- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関

- スカイスポーツ
- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所地形

## 4 ゾーニングの設定(案)

法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なものについて、ゾーニング情報の整理結果を基に次のとおり保護地域・保全地域の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

### 保護地域(案)

- ・自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ・自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- ・自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- ・自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ・ラムサール条約湿地
- ・鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- ・世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- ・世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ・国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- ・県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)
- ・保護林
- ・緑の回廊

### 保全地域(案)

- ・自然公園区域(国立公園／普通)
- ・自然公園区域(国定公園／普通)
- ・自然公園区域(県立自然公園／普通)
- ・県開発規制地域(県指定)
- ・県緑地保全地域(県指定)
- ・鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ・保安林(保安施設地区を含む)
- ・国有林  
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ・地域森林計画対象森林  
(保安林、保安施設地区を除く)
- ・ふるさとの森と川と海保全地域



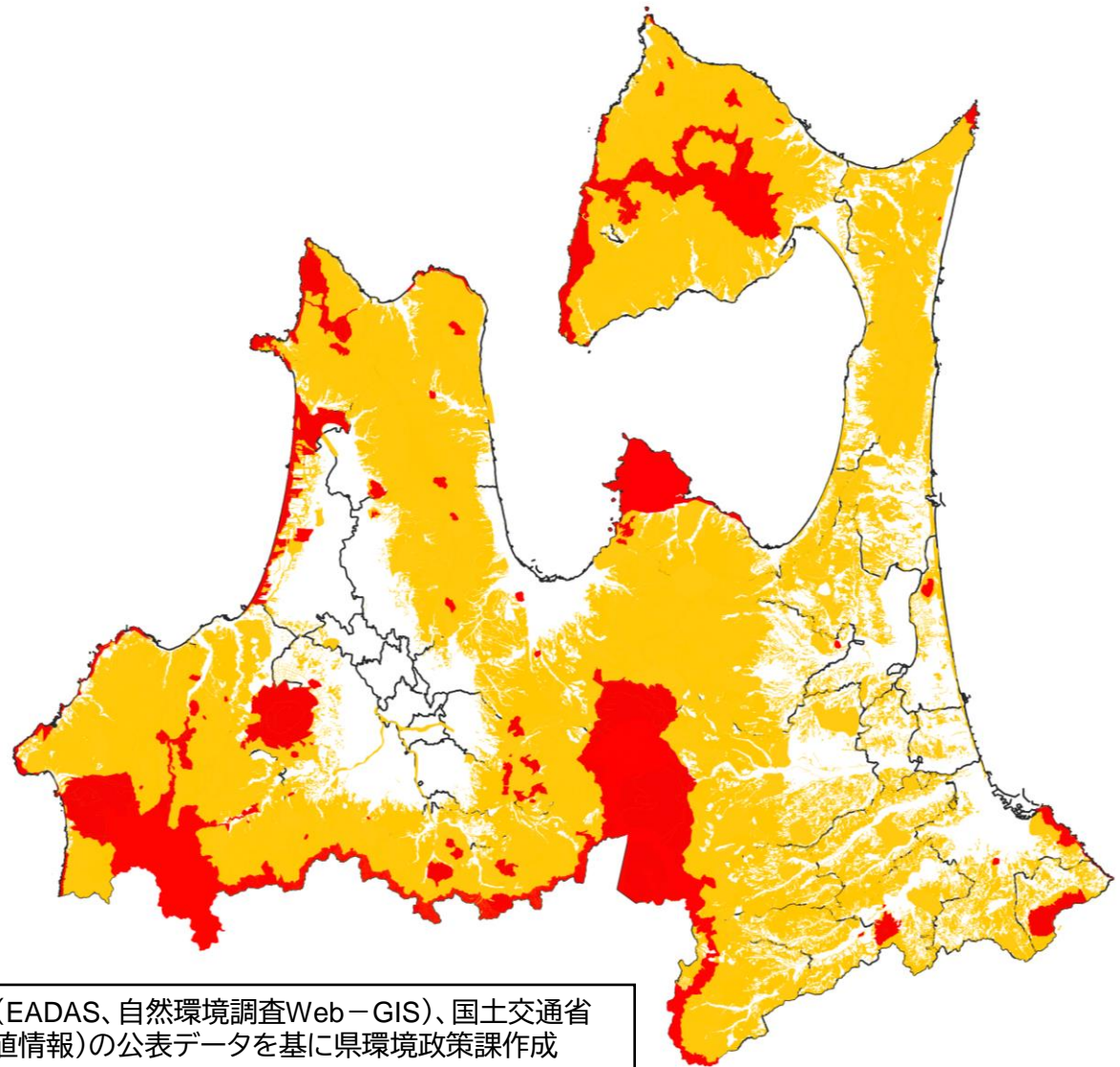
# 5 ゾーニングマップ(案)

## 保護地域

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 国指定文化財等(史跡、名勝、天然記念物等)
- 県指定文化財(史跡、名勝、天然記念物)

## 保全地域

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林  
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域



※「●」について、GISデータを作成中であり、一部、マップに反映していないものがある。



## 6 共生区域について

知事は、市町村からの申出等により、第三者機関の意見を聴いた上で、自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると認められる区域を、共生区域として指定する。

なお、保護地域は、自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域であることから、共生区域には指定しない。

### 共生区域（自然環境・地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域）

#### 自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

- ① 行政計画等において、再エネとの共生又は促進を図るため市町村が設定した区域等
- ② 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ③ 農山漁村再エネ法の設備整備区域

# 7 共生区域設定のための協議会等について

## 協議会等の設置

- ・ ガイドラインに基づく協議会
- ・ 温対法、農山漁村再エネ法に基づく協議会

<設置主体>  
原則として、市町村とする。  
(複数市町村に跨る場合には、県との共同設置も可)

<構成員の例>  
計画策定市町村内の関係部局(許可権者等を除く)  
県関係課  
国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を除く)  
学識経験者(再エネ、自然環境、気候変動、地域活性化等)  
共生区域内で事業を実施しようとする事業者

地域コミュニティの代表者(自治会長等)  
産業団体(農林漁業、観光等)  
環境保全団体  
許可権者等(オブザーバー)など

### 【Ⅰ 区域の検討】

① 協議会による共生区域の協議

② 市町村による共生区域の設定

- ・ 市町村が行政計画等に位置付けした区域等
- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進区域
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域

市町村が県に申出

③ 県による共生区域の指定

第三者機関の意見等を踏まえ、知事が認めた区域を共生区域に指定する。

### 【Ⅱ 事業の検討】

① 協議会による事業計画の協議

協議成立

② 市町村による事業計画の採択(事業者との合意形成成立)

- ・ 市町村が行政計画等に位置付けした区域内において、市町村が認めた事業等
- ・ 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画

事業者が県に届出

③ 県に対する届出

共生区域内の事業について、市町村と事業者との合意形成が成立したことをもって共生できると判断し、知事による認否は不要する。

協議不成立

②' 市町村による事業計画の不採択

協議会での調整がつかず、共生区域内の事業として認められない事業について、事業者は計画を見直さなければ、事業を実施できない。

計画の見直し  
再協議

---

# 合意形成プロセスについて

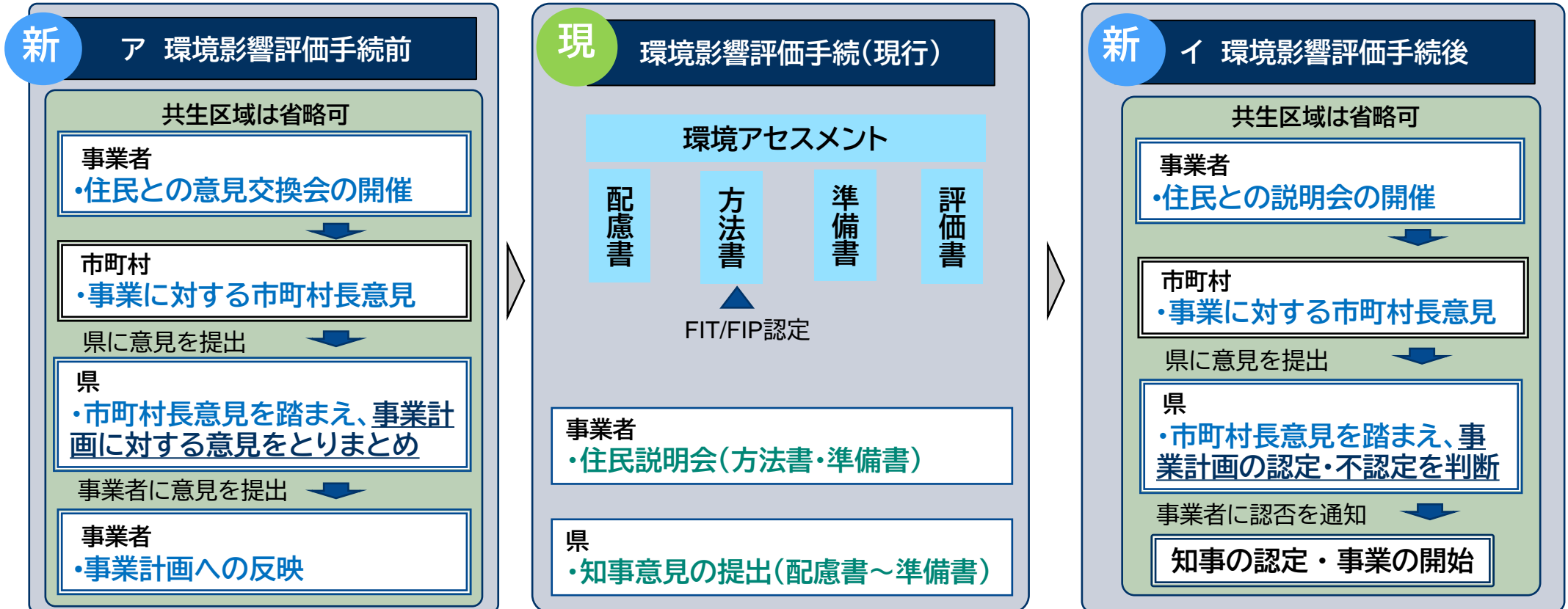
---

# 1 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしなが、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

## 2 合意形成プロセスの案(全体イメージ)

※環境影響評価対象外事業は、イのプロセス



# 3 共生条例全体のイメージ

## 【ゾーニング(区分)】

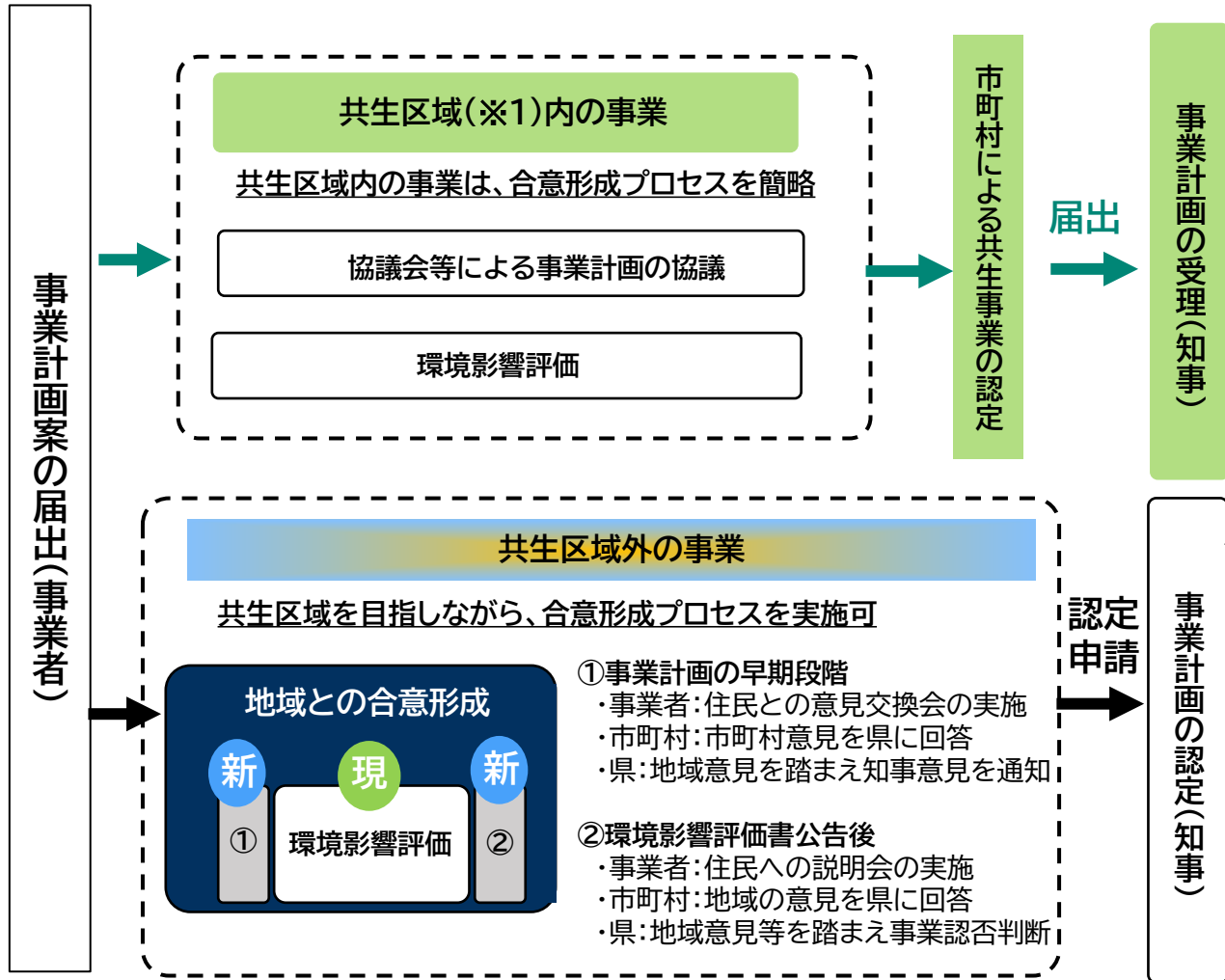
**調整地域**  
保全地域、保護地域  
以外の地域

**保全地域**  
自然環境、景観、歴史・  
文化等を良好な状態で  
未来に継承するために保  
全する地域

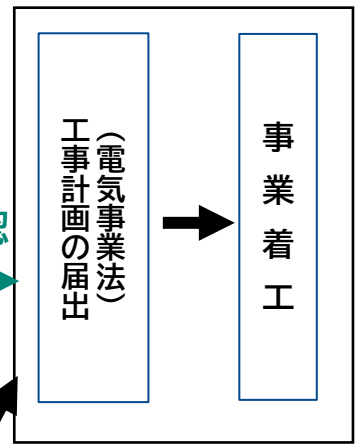
共生区域に移行し、  
市町村による共生  
事業の認定を受け  
た場合に限り、事業  
可(※2)

**保護地域**  
自然環境、景観、歴史・  
文化等を良好な状態で  
未来に継承するために  
保護する地域  
(事業不可(※2))

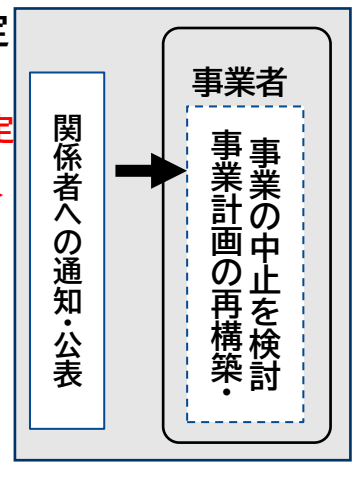
## 【合意形成プロセス(事業)】



## 【個別法の手続】



## 【通知・公表】



※1 自然環境・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られると知事が認めた区域

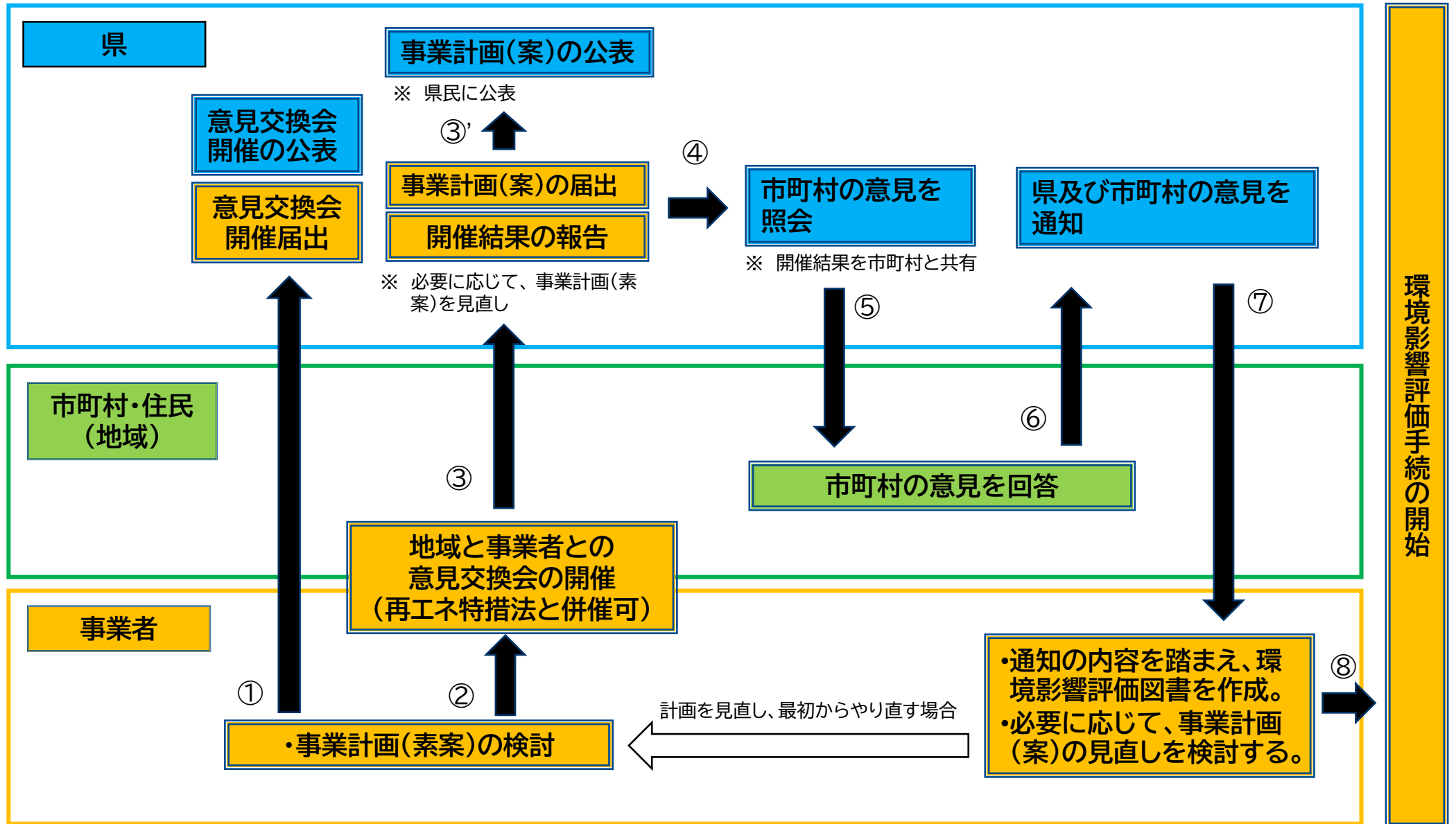
※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。





# 4 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域外)



## 4 合意形成プロセス(詳細手続)

環境影響評価手続前(共生区域外)

### ① 事業計画(素案)の検討

再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するためには、発電設備を設置しようとする自治体や地域住民に事業の実施について理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である。

このため、事業者は、事業を計画する区域に適用される共生条例上のゾーニング区分を確認するとともに、ガイドラインで定める配慮すべき区域・事項についても確認し、事業計画の素案を検討する。

### ② 意見交換会開催の届出

事業者は、事業計画(素案)を検討し、意見交換会を開催しようとする時には、県に開催する旨を届出する。県は、意見交換会の開催を周知するため、事業者から届出のあった旨を公表(県ホームページ)する。

### ③ 意見交換会の開催

環境影響評価手続を開始する前に、地域固有の守るべきものを的確に把握し、事業者に適切な配慮を促して合意形成を円滑にすることを目的に、地域住民との意見交換会を義務付ける。

なお、意見交換会に係る詳細な事項についてはガイドラインに明示する。

### ④ 事業計画(案)の届出

事業者は、意見交換会の結果を踏まえて、事業計画(素案)を見直し、事業計画(案)を作成し、県に届出する。届出の際には、意見交換会の開催結果を添付する。

## 4 合意形成プロセス(詳細手続)

環境影響評価手続前(共生区域外)

### ⑤ 事業計画の案の公表

県は、届出を受けた事業計画の案を公表(県ホームページ)し、県民に対して周知する。

県のホームページで周知することで、県民が本県における再生可能エネルギーの導入状況を確認する機会の確保につなげる。

### ⑥ 市町村に対する意見照会

市町村に対して、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、地域固有の守るべき要素や事業に対する懸念等の有無を照会する。

### ⑦ 市町村からの意見

市町村は、事業の実施に関して、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、地域固有の守るべき要素や事業に対する懸念等について回答する。

### ⑧ 事業者に対する知事意見の通知

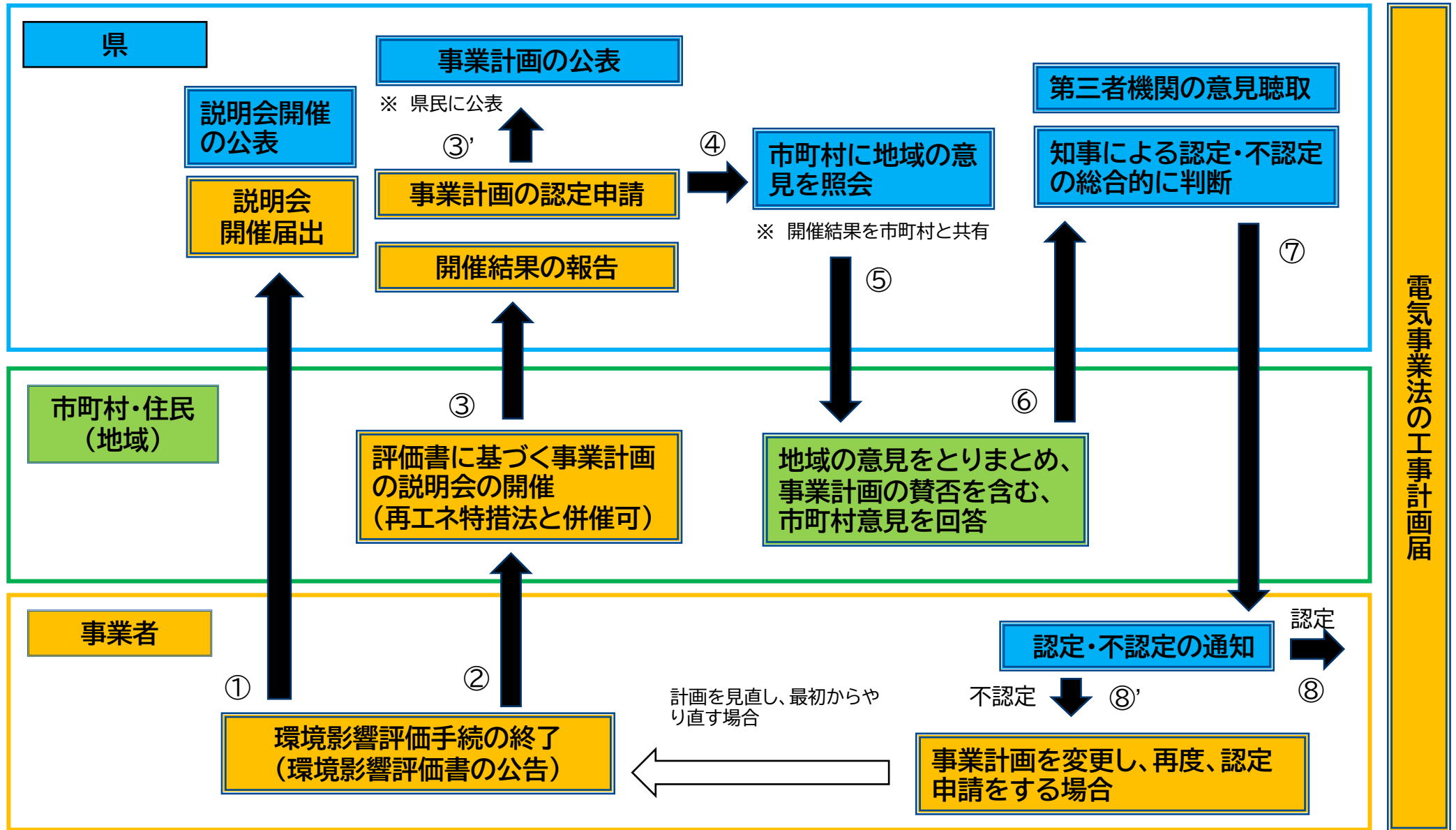
市町村の意見を踏まえ、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、必要と認められる事項を通知する。

事業者は、当該通知の内容を踏まえて、引き続き、環境影響評価手続を行いながら、地域との共生が図られた事業計画を検討していく。



# 5 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続後(共生区域外)



## 5 合意形成プロセス(詳細手続)

環境影響評価手続後(共生区域外)

### ① 環境影響評価手続の終了

環境影響評価法又は県環境影響評価条例に基づき、評価書の公告を行う。

### ② 説明会開催の届出

事業者は、評価書の公告を行い、説明会を開催しようとする時には、県に開催する旨を届出する。  
県は、説明会の開催を周知するため、届出のあった旨を公表(県ホームページ)する。

### ③ 説明会の開催

環境影響評価書公告後、地域の意見をどのように事業計画に反映したのかなど、事業者から住民が説明を受ける機会を創設することを目的とし、説明会を義務付ける。  
なお、説明会に係る詳細な事項についてはガイドラインに明示する。

### ④ 事業計画の認定申請

事業者は、説明会の結果を踏まえ、必要に応じて事業計画を見直し、県に認定申請する。  
認定申請の際には、説明会の開催結果を添付する。

### ⑤ 事業計画の案の公表

県は、認定申請を受けた事業計画を公表(県ホームページ)し、県民に対して周知する。  
県のホームページで周知することで、県民が本県における再生可能エネルギーの導入状況を確認する機会の確保につなげる。

### ⑥ 市町村に対する意見照会

市町村に対して、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、最終的な事業計画が地域と共存共栄していくことが可能な事業であるかどうかなどについて意見を照会する。

### ⑦ 市町村からの意見

市町村は、事業の実施に関して、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、最終的な事業計画が地域と共存共栄していくことが可能であるかどうかなどについて回答する。

### ⑧ 第三者機関の意見聴取

認定申請のあった事業計画について、地域と再生可能エネルギーとの共生の観点から、認定することが適当な事業であるかどうかについて、第三者機関の意見を確認する。

### ⑨ 知事による認定・不認定の判断

事業による環境影響、地域住民等の意見、地元への貢献等を踏まえ、総合的な見地から地域との共生が可能な事業計画であるかの認否を判断する。また、認定・不認定の結果については、県のホームページで公表する。

### ⑩ 認定・不認定の通知

事業者に対して、認定・不認定の結果を通知する。

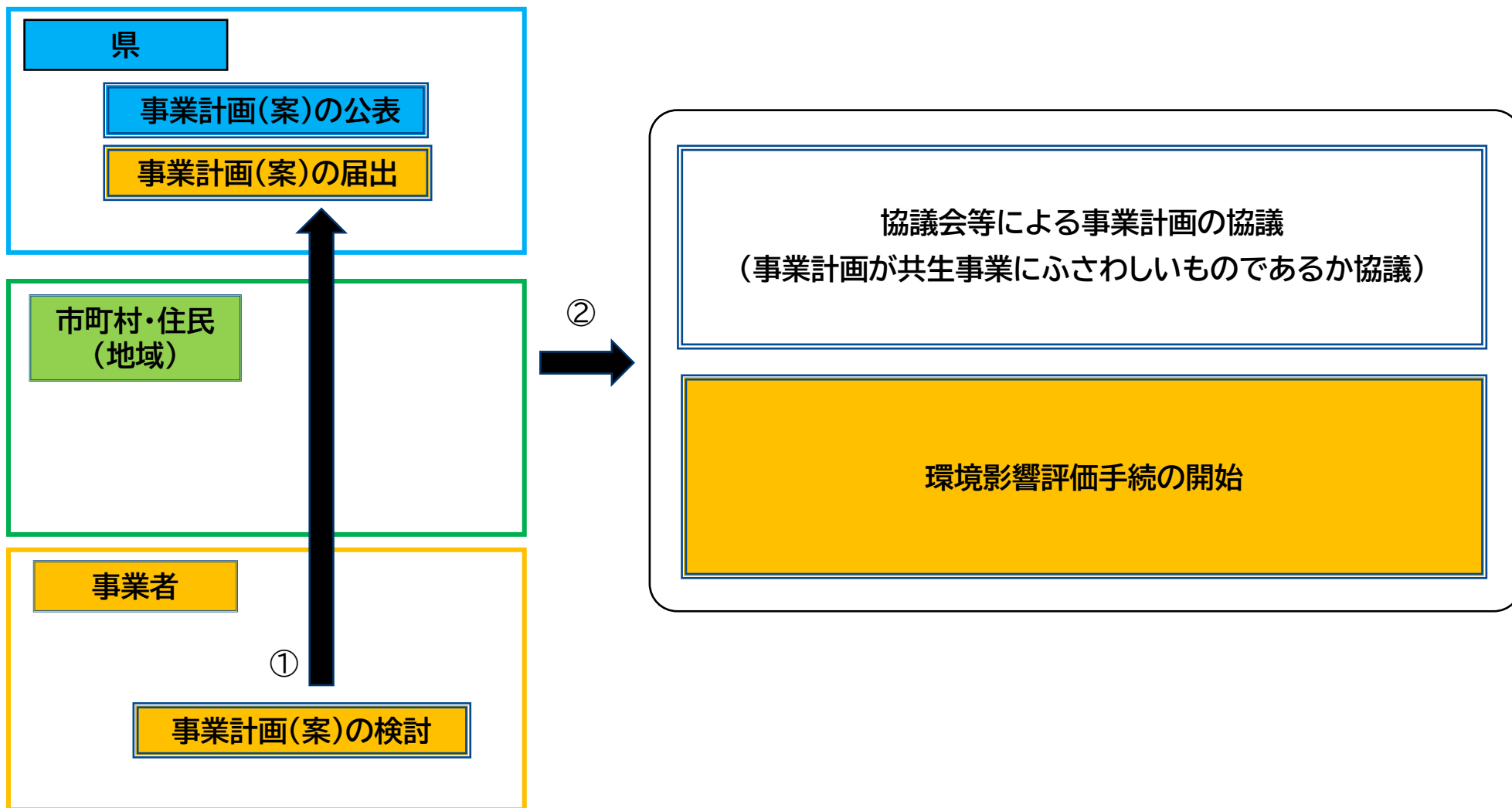
不認定を受けた事業について、計画を見直した場合には、再度、認定申請を行うことができる。





# 6 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域)



## 6 合意形成プロセス(詳細手続)

環境影響評価手続前(共生区域)

### ① 事業計画(案)の検討

市町村の行政計画等を踏まえた事業計画(案)を検討する。

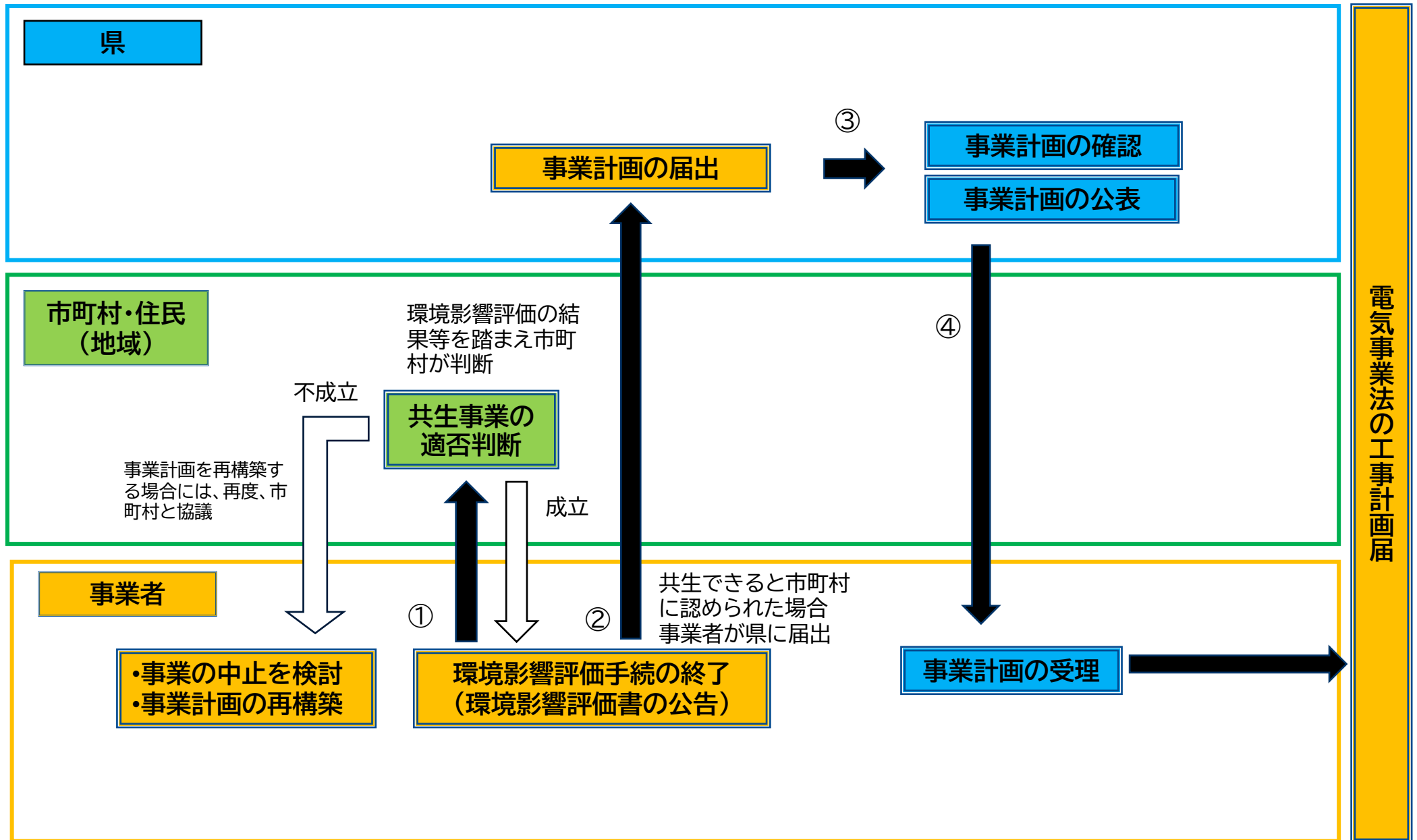
### ② 事業計画(案)の届出

共生区域は、あらかじめ地域が再生可能エネルギー事業が実施されることに合意している区域であることから、意見交換会は不要とする。

事業者は、事業計画(案)を作成し、県に届出する。その後、環境影響評価手続を実施しながら、引き続き、協議会等で合意形成が図られる事業計画となるよう検討していく必要がある。

# 7 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価手続後(共生区域)



## 7 合意形成プロセス(詳細手続)

環境影響評価手続後(共生区域)

### ① 環境影響評価手続の終了・共生事業の適否の判断

事業者は、環境影響評価法又は県環境影響評価条例に基づき、評価書の公告を行った後、共生区域内の事業として適切であるかどうか市町村と協議する。

市町村は、環境影響評価等の結果を踏まえ、最終的に地域と共生が可能な事業であると認めるかどうか判断する。共生が可能であると認められなかった事業については、事業計画を見直し、再度、市町村と協議する必要がある。

### ② 事業計画の届出

市町村の認定を受けた事業については、事業者が知事に対して届出をする。

### ③ 事業計画の確認・公表

県は、市町村との合意形成がなされた事業であることを確認する。

県は、共生区域内で市町村協議が成立した事業計画を公表(県ホームページ)し、県民に対して周知する。

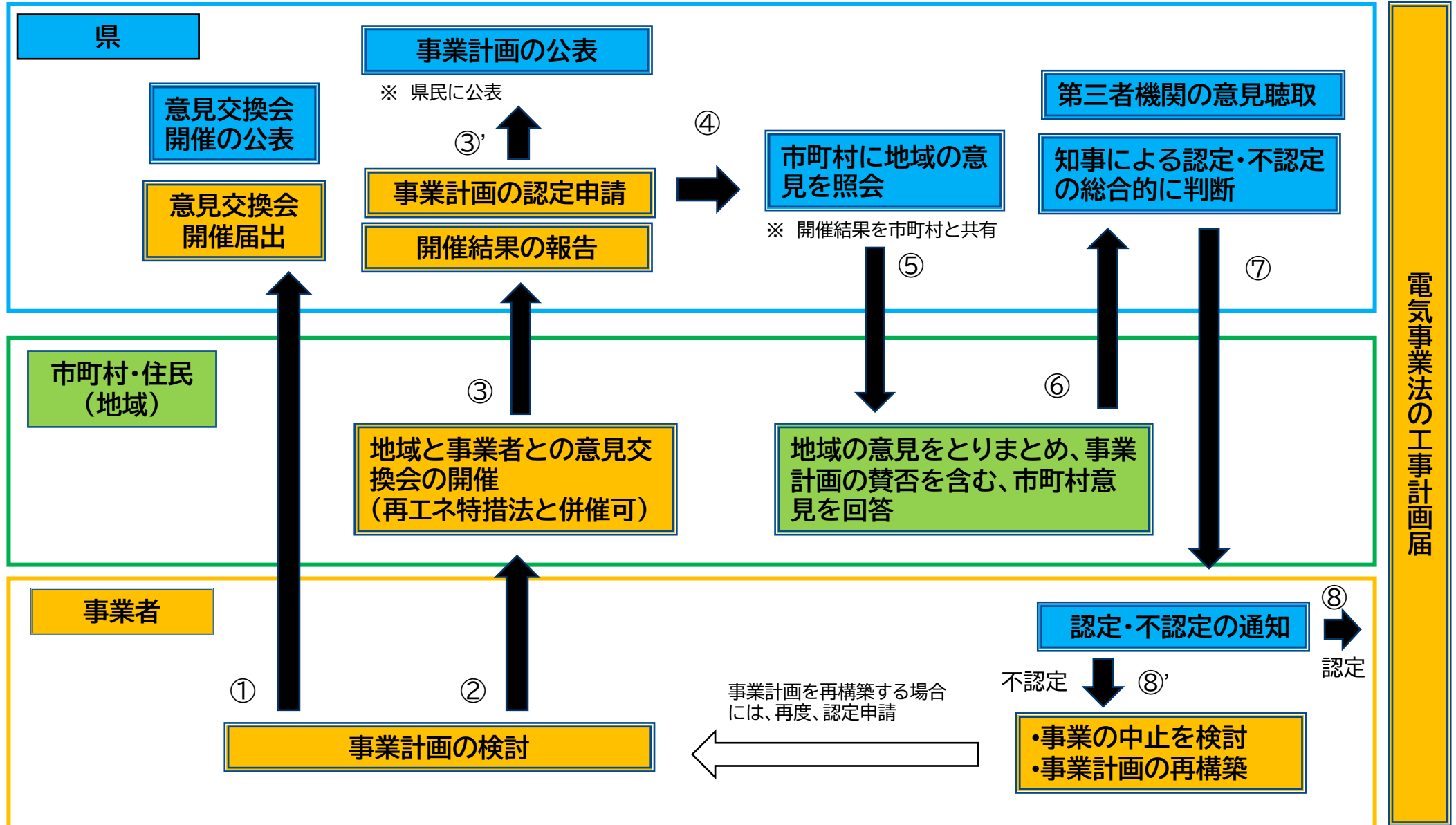
県のホームページで周知することで、県民が本県における再生可能エネルギーの導入状況を確認する機会の確保につなげる。

### ④ 事業計画の受理

事業者に対して、受理書を交付する。

# 8 合意形成プロセス(詳細フロー)

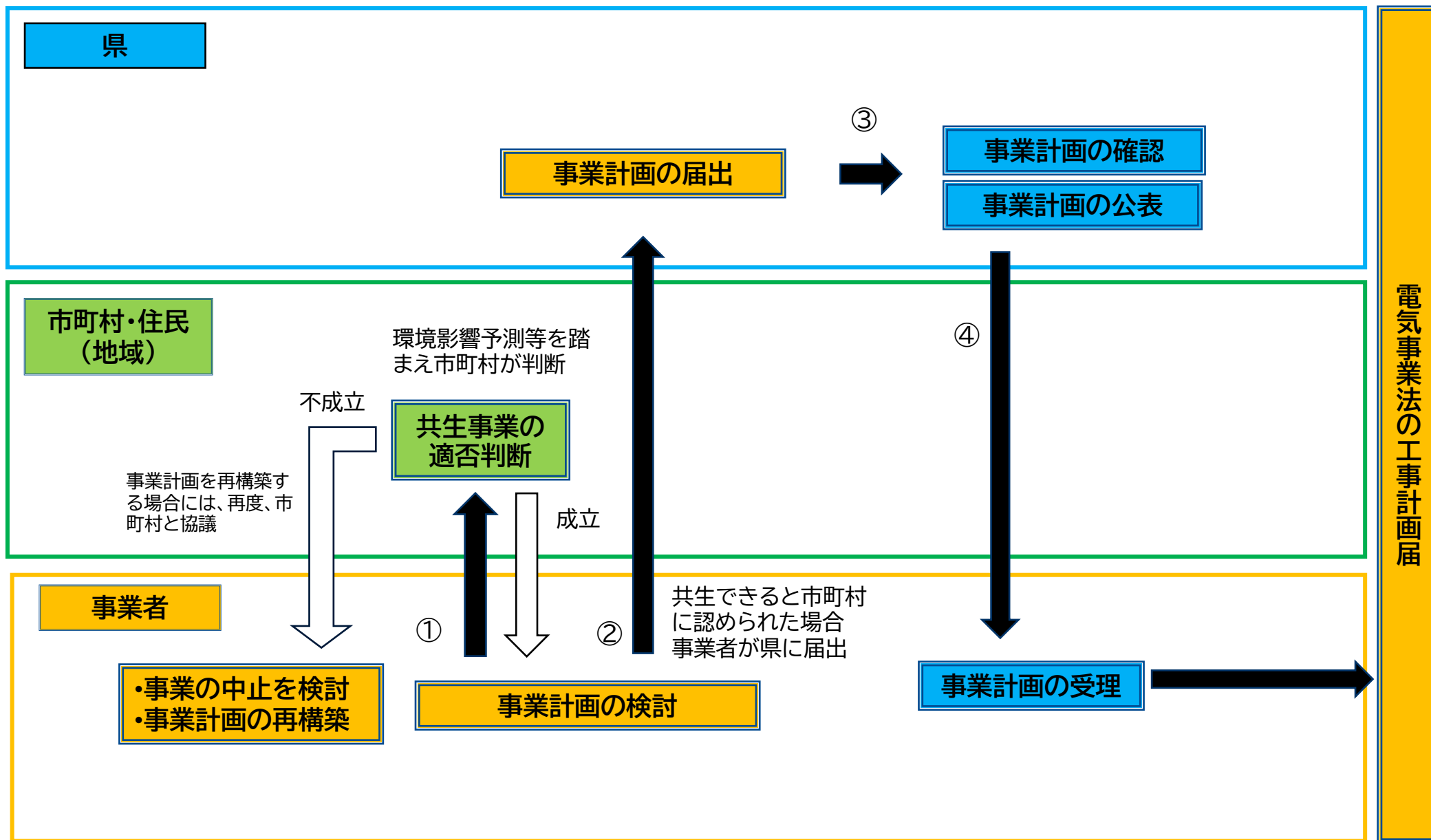
環境影響評価対象外事業(共生区域外)



※ 合意形成プロセス(詳細手続)は、環境影響評価後(共生区域外)と同様である。

# 8 合意形成プロセス(詳細フロー)

環境影響評価対象外事業(共生区域)



※ 合意形成プロセス(詳細手続)は、環境影響評価対象事業(共生区域)と同様である。

## 9 その他 意見交換会の概要(案)

意見交換会の概要(案)は次のとおりであり、詳細はガイドラインに記載する。

### ① 意見交換会の範囲

意見交換会への参加を求める地域住民及び利害関係者(地権者・利用者等)の範囲については、市町村と相談の上、検討することを基本とする。

### ② 意見交換会の回数

地域住民及び利害関係者からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数(1回以上)の意見交換会を開催した上で、質問等に誠実に対応する。

### ③ 意見交換会の説明事項

#### ・ 再エネ事業計画の概要について

再エネ事業の目的、再エネ設備概要(附属設備を含む)、土地改変の予定、搬入予定経路など

#### ・ 事業の影響と予防措置について

事業による環境影響予測 (例:景観・・・フォトモンタージュ作成など(簡易アセスで可))

環境影響に対する予防措置

#### ・ 地元貢献について

再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性など)

事業による地域の経済的なメリットなど

### ④ 意見交換の事項

#### ・ 現在の世代が将来の世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等について

地域固有の自然環境、景観、歴史・文化等について

再生可能エネルギー事業で懸念される事項について

## 9 その他 説明会の概要(案)

説明会の概要(案)は次のとおりであり、詳細はガイドラインに記載する。

### ① 説明会の範囲

事業により環境影響を受ける範囲の地域住民及び利害関係者を基本とするが、それ以外の者も説明会に参加することを可能とする。

### ② 説明会の回数

地域住民及び利害関係者に対する最終的な事業計画の説明を目的としているため、1回以上開催する。  
地域住民及び利害関係者との調整が必要な場合には、十分な回数を開催し、事業計画を見直すことができる。

### ③ 説明会の説明事項

#### ・ 再エネ事業計画の概要について

環境影響評価を踏まえた最終的な再エネ事業計画(風力発電機の大きさ、基数、配置など)

#### ・ 事業による環境影響予測結果について

環境影響評価書に基づく環境影響予測結果

#### ・ 環境影響評価手続における知事意見等に基づき、環境配慮した事項について

環境影響評価手続を通じて、事業者として配慮した事項等

#### ・ 事後調査について

不確実性の残る予測結果について、事後調査を実施する場合、その調査概要

#### ・ 地元貢献について

再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性)

事業による地域の経済的なメリット



## 9 その他 事業計画(認定・不認定)の判断基準(案)

事業計画の認定・不認定は、次の事項を踏まえ総合的に判断し、詳細はガイドラインに記載する。

### ① 庁内関係課に対する意見照会

関係法令等の観点から、再エネ事業の適否について

### ② 地元市町村からの意見

地元市町村が、再エネとの共存共栄が図られた事業計画であると認めること。

### ③ 認定基準の適否

県が定める認定基準を満たしていること。

#### 【認定基準案】

- ・ 環境影響評価の結果、著しい環境影響がないと認められること
- ・ 共生条例に基づく合意形成プロセス(意見交換会等)を適切に実施していること。
- ・ 地域の合意形成が図られていること(市町村から事業の中止を求める意見等がないこと)。
- ・ 事業計画(維持管理(事業終了時の確実な撤去を含む)、地元貢献等)が適切な内容になっていること。
- ・ 県の基本計画、環境プラン、その他関係する行政計画に適合したものであること。
- ・ 関係法令に違反していないこと(事業の適格性があること)

### ④ 第三者機関(附属機関等)への意見聴取

上記①～③の事項を整理し、第三者機関(附属機関等)への意見を聴取する。